

高齢者虐待防止のための自己点検をしましょう！

一般職員

- ☐ 認知症ケアに関して学び、日々のケアに活かしている
- ☐ 利用者をアセスメントし、都度ケアプランを変更するなどして日々のケアに反映させている
- ☐ 職場内外での研修を受け、学んだことを職員間で共有している
- ☐ どのようなことが虐待や身体拘束にあたるか知っている
- ☐ 仕事上で困ったことがあったとき、相談できる人が職場内にいる
- ☐ 利用者の支援方法について話し合い、情報共有できている
- ☐ 虐待を発見したとき、事業所内でどのように対応するか流れを知っている

管理者用

- ☐ 職員間での報告や相談を行う方法を組織として決めている。
- ☐ 利用者及び家族からの苦情に対応する体制が整備されている
- ☐ 施設運営に外部(利用者、家族、介護相談員、第三者委員会等)からの意見を反映させている
- ☐ 事故やヒヤリハットが起きたとき、職員間で再発防止について話し合う体制や場を設けている
- ☐ 職員の意見を聞く機会を組織として設けている
- ☐ 職員一人ひとりの業務内容や負担について把握している
- ☐ 事業所内で勉強会や研修会など、職員が知識や技術を学ぶ機会を設けている
- ☐ 虐待防止や身体拘束廃止について学ぶ研修を行っている

高齢者虐待を見つけたり、虐待かな?と思ったら…

高齢者虐待防止法では、「養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報する」よう従事者等の通報義務を規定しています。

また、通報を受ける市町村には守秘義務が課されており、通報者や高齢者等に関する個人情報取り扱いについては十分配慮するよう義務づけられています。

なお、高齢者虐待防止法では、通報等による不利益取扱いの禁止として、

- 通報をすることは守秘義務違反にはあたらないこと
- 通報したことによって解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと

が規定されています。確定でなくてもかまいません。もしかしてと思った時点でご相談ください。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報先

● 郡山市地域包括ケア推進課 ☎(024)924-3561

介護(介護予防)サービスの相談窓口

● 郡山市介護保険課 ☎(024)924-3021

● 福島県国民健康保険団体連合会

介護サービス・苦情相談窓口 ☎(024)528-0040

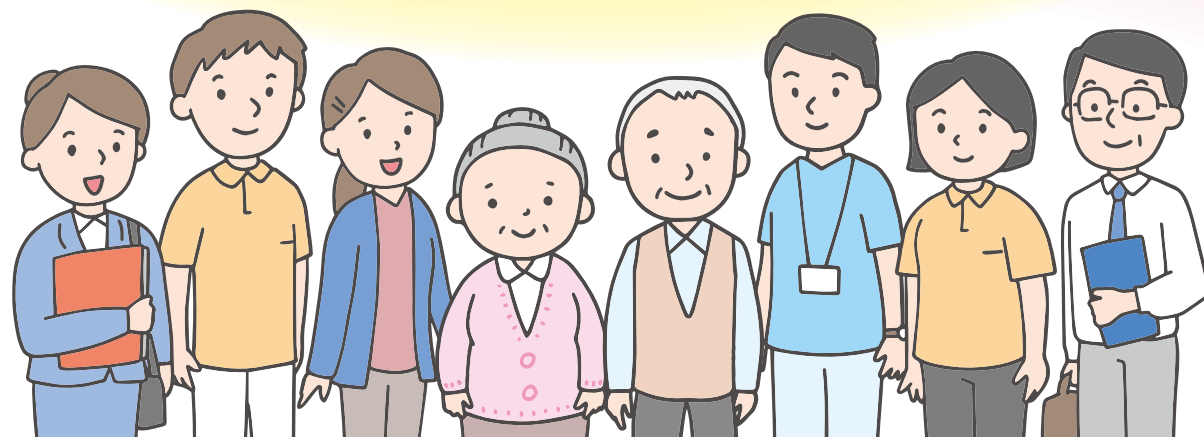


この印刷物は、環境にやさしいFSC® 認証紙と植物油インキを使用しています。

令和6年10月発行

介護の現場で働くみなさんへ

「高齢者虐待」について理解しましょう



養介護施設従事者等による高齢者虐待について

★ 高齢者虐待防止法では65歳以上の高齢者への虐待を、家族、親族等、身の世話をしている人(養護者)による虐待だけでなく、福祉や介護施設、サービスの業務に従事する人(養介護施設従事者等)による虐待の防止についても規定しています。

虐待が表面化する以前には「不適切なケア」があり、それを放置するような状況があるといわれています。虐待の防止とともに、「不適切なケア」が生じないように、介護の現場ではたらくみなさん一人ひとりが正しい知識や技術を身につけるとともに職場全体で高齢者虐待防止に向けて取り組んでいくことが大切です。

★ 高齢者虐待防止法…高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

養介護施設従事者等とは？

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	● 老人福祉施設 ● 有料老人ホーム	● 老人居宅生活支援事業	
介護保険法 による規定	● 介護老人福祉施設 ● 介護老人保健施設 ● 介護医療院 ● 地域密着型介護老人福祉施設 ● 地域包括支援センター	● 居宅サービス事業 ● 地域密着型サービス事業 ● 居宅介護支援事業 ● 介護予防サービス事業 ● 地域密着型介護予防サービス事業 ● 介護予防支援事業	「養介護施設」 または 「養介護事業」 の業務に 従事する者

※出典：厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

高齢者虐待とは(例)

身体的虐待

- 叩く、殴る、蹴る、つねる
- 身体拘束★
- 本人が拒否しているのに職員の都合で無理矢理食事を口に入れる など

介護・世話の放棄・放任

- 日常的に著しく不衛生な状態で生活させる
- 医療が必要な状況にも関わらず受診させない、救急対応を行わない
- ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く など

心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、侮蔑的なことを言う
- 排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する
- 職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して介助をする（オムツの着用や食事の全介助など） など

性的虐待

- 性的な話を無理矢理聞かせる、話させる
- 裸や下着姿で放置する
- 裸を撮影する、撮影したものを他人に見せる など

経済的虐待

- 本人の合意なしに金銭や財産を使う、処分する、不当に制限する
- 金銭や財産を盗む
- 立場を利用してお金を貸してほしいと頼み、借りる など

※これらの行為のみが虐待に該当するわけではありません。高齢者の権利・利益が侵害されたり、生命・健康・生活が損なわれることが考えられる場合は、虐待の防止・対応を図っていく必要があります。

★ 身体拘束とは？

※**「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当する行為です。**

- 例えば…
- 転落防止のためや立ち歩きできないよう車いすやベッドに体幹や四肢をひも等でしばる
 - 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
 - 自分で降りられないようベッドを柵で囲む
 - 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する など

※**「緊急やむを得ない」とはどんなとき？** ***3つの要件をすべて満たす必要があります。**

- ① 切迫性** 利用者本人又は他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性** 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

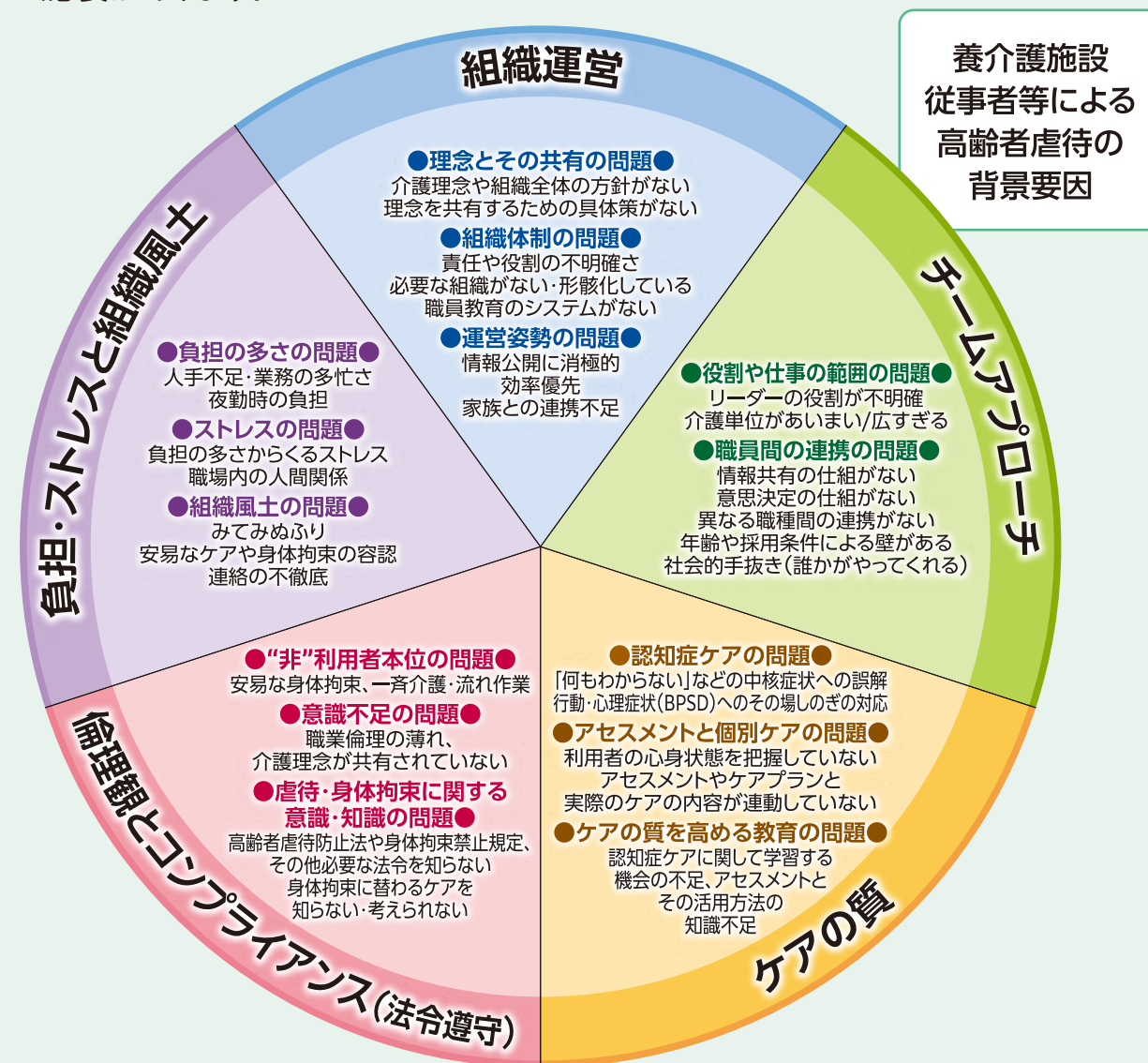
上記3つの要件を満たす場合にも、次の点に注意が必要です

- 個人ではなく、施設・事業所全体として判断する
- 利用者本人や家族に身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得る
- その様態及び時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録すること
- 常に観察・再検討し要件に該当しなくなった場合はすぐに解除すること など

なぜ虐待が発生するのか？

研究では養介護施設等における高齢者虐待の背景要因を、5つに分けて整理しています。この5つの背景要因は、相互に関連していることが多く、直接的に虐待を生み出さなくても「不適切なケア」の要因としても捉えられ、放置されることで虐待が発生しやすい環境の温床となり、虐待発生を助長することがあります。

虐待が発生した背景要因を養介護施設等の組織運営面や経営面からも分析し、虐待を行った職員個人の問題としてだけ考えるのではなく、組織としての課題も検討し再発防止の取組みを行っていく必要があります。



出典：「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター、P16）

高齢者虐待の防止に向けた取組みは、管理者としての責務です。

高齢者虐待防止法では、虐待防止に向けた措置を講じるよう規定しています。特に、次の事項については虐待防止に向けた措置として必ず行わなくてはなりません。

- 職員への研修を実施し、正しい知識や技術を習得する機会を設けること
- 利用者本人や家族からの苦情処理体制を整備すること
- 事業所において虐待防止対策を検討する委員会を設置すること

